

議題 1

令和3年度当初予算（案）及び国民健康保険料の改定（案）について

1 令和3年度の国民健康保険事業特別会計

- 歳入歳出の見込みを、令和2年度の保険料率で計算すると、歳入不足となる。
（歳入総額 811億6千万円 歳出総額 819億8千万円 差引8億2千万円の歳入不足）
- 歳入不足のうち1億8千万円は、税制改正の影響によるもの。税制改正前と同じ収入額であっても保険料算定の基礎となる賦課基準額が減少するため、保険料は減収となる。この保険料減収に対しては、保険料を改定して対応する。
- その一方、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢や経済状況を踏まえ、被保険者の負担を抑える必要があるため、税制改正以外の要因による歳入不足6億4千万円に対しては、基金を取り崩して対応する。

【歳入】				【歳出】				
(単位：億円)				(単位：億円)				
区 分	R2 (a)	R3 (b)	増減(b)-(a)	区 分	R2 (a)	R3 (b)	増減(b)-(a)	
国民健康保険料	179.4	176.5	▲ 2.9	総務費	13.1	12.1	▲ 1.0	
法定繰入金	基盤安定繰入金	40.5	40.2	▲ 0.3	保険給付費	570.5	563.8	▲ 6.7
	その他	16.2	15.5	▲ 0.7	納付金	231.3	235.3	▲ 4.0
法定外繰入金	ルール分	7.2	6.6	▲ 0.6	保健事業	8.9	7.1	▲ 1.8
	収支不足分	0	0	0.0	その他（還付金等）	1.4	1.5	0.1
基金繰入金	0	6.4	6.4	計	825.2	819.8	▲ 5.4	
県支出金	578.6	571.9	▲ 6.7					
その他（国庫支出金、諸収入）	3.3	2.7	▲ 0.6					
計	825.2	819.8	▲ 5.4					

【基金保有額】			
(単位：億円)			
区 分	R2 (a)	R3 (b)	増減(b)-(a)
国民健康保険財政調整基金	4.9	11.2	6.3

※R3基金保有額は2月補正予算額を反映した額

(1) 国保特会の状況

- ・納付金総額：235.3億円（前年度比 +4.0億円 +1.7%）
 - ・被保険者数：184,000人（前年度比 ▲600人 ▲0.3%）
 - ・一人当たり納付金：127,859円（前年度比 +2,559円 +2.0%）
- ⇒ **高齢化や医療の高度化等の影響により、一人当たり給付費等が増加したことにあわせて、一人当たり納付金が増加している。**

(2) 令和3年度予算における新たな事業等

- ①コード決済による保険料の納付
被保険者の利便性の向上を図るため、保険料の納付方法にコード決済を追加する。
（市税、介護保険料等と合わせて導入）
- ②脳ドック費用助成
・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に受診できなかった費用助成承認者に対して、受診期限を令和3年度末まで延長する。
（脳ドック費用助成の対象年齢が5歳刻みであることを踏まえた対応）

2 保険料について

(1) 保険料改定前の状況

納付金の算定結果を反映した保険料必要額182.9億円に対して、改定前の保険料額は8.2億円不足している。その内訳は以下のとおり。

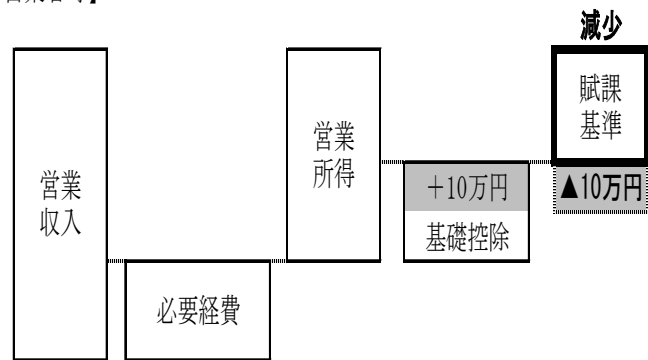
- | | | |
|--|---|---------------------------|
| ①：税制改正の影響による保険料減収分・・・1.8億円→対応：保険料の増額改定 | } | 対応：基金を取り崩して補填
(計6.4億円) |
| ②：令和2年分所得の減少による保険料減収分・・・4.7億円 | | |
| ③：高齢化や医療の高度化などの自然増分・・・1.7億円 | | |

(2) R3の保険料改定の考え方について

①税制改正の影響による保険料の減収について

税制改正により、自営業者等については、賦課基準額が10万円減少することになる。

その結果、被保数や被保全体の収入額が同じであっても、賦課基準額が減少するため、国保特会の保険料収入は減収（1.8億円）となる。

(図1) 税制改正のイメージ
【自営業者等】

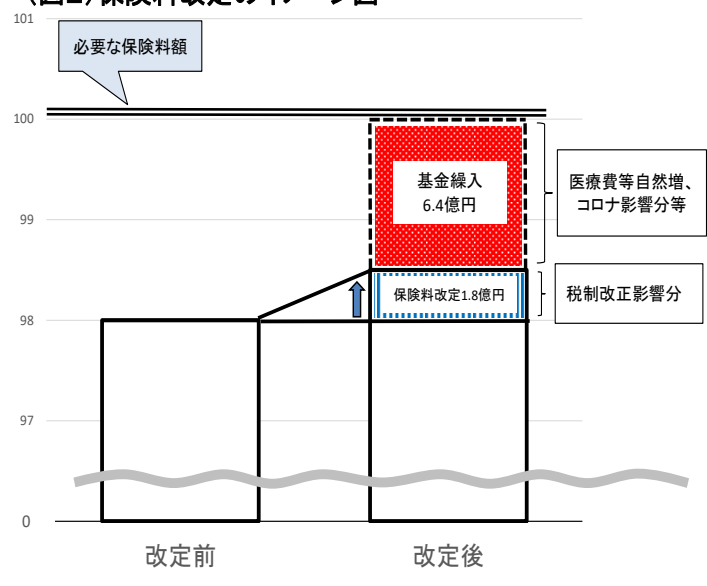
②保険料改定の考え方について

税制改正による保険料の減収分については、保険料を改定する。

医療費の自然増や所得の減少などの要因による6.4億円の不足分についても本来は保険料の改定によりまかなうべきものがあるが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢や経済状況を踏まえ、被保険者の負担を抑える必要があるため、基金からの繰入により対応する。

(基金残高：11.2億円)

(図2) 保険料改定のイメージ図



(3) 保険料率

基金を活用することで保険料必要額は176.5億円となる。税制改正の影響による保険料の不足額1.8億円をまかなうために、区分ごとに条例で定める割合となるように算出すると、保険料率は下表のとおり、全体で1.4%改定となる。

区分	R2料率			R3料率		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	6.59%	2.61%	2.11%	6.84%	2.72%	2.20%
均等割	19,200円	7,320円	9,720円	18,840円	7,080円	9,600円
平等割	23,760円	9,000円	7,440円	23,040円	8,760円	7,200円

(4) 1人当たり平均保険料（年額）

改定率は全体で1.4%増となるものの、1人当たりの平均保険料額は、所得の減少を見込んだことにより、減額となる。

	(参考1) 令和元年度 平均保険料(A)	(参考2) 令和2年度 平均保険料(B)	令和3年度 平均保険料 (料率改定後)(C)	差(C-B)	(参考3) 令和3年度 平均保険料 (料率改定前)
医療・支援	92,201円	91,663円	90,016円	▲ 1,647円	88,741円
医療・支援 介護	100,286円	100,168円	98,664円	▲ 1,504円	97,261円